

市内小中学校における、いじめの未然防止・早期発見に関する取組について

1 学校独自のアンケート調査

本市では、6月、11月、2月の年間3回において「いじめ解消・暴力根絶旬間」を設定しており、その期間では全校が必ず「いじめに関する調査アンケート」を実施するようしている。

市内A小学校では、上述の3回だけでなく、各学期が始まる時期にも学校独自のアンケート調査を実施することで、いじめを早期に発見したり、いじめの長期化を防いだりしている。

また、市内B中学校では、上述のアンケート調査を実施しない月において、アンケート調査を実施することで、調査を補完するようにしている。また、その際のアンケート調査は学習者用端末を活用することで、回答する生徒にも、集計する教員にも、大きく負担がかからないようにしている。

2 「いじめ総合対策【子供版】」の活用

市内C小学校では、全校オンライン朝会にて「いじめ総合対策【子供版】」を画面で共有しながら校長講話を行うなど、いじめの定義を児童全員が理解できるようにするとともに、「いじめ総合対策【子供版】」を学校ホームページや各教員・児童の端末からも閲覧できるようにするなど、いじめを絶対に許さないという学校の強い姿勢を示し、いじめを生まない学校風土を育んでいる。

3 役割演技を取り入れた「いじめ防止授業」

本市では、市内全校で外部講師を活用した「いじめ防止授業」を実施している。

市内D中学校では、社会労務士団体による「いじめ防止授業」を毎年実施しており、授業の中では①加害生徒、②被害生徒、③観衆、④傍観者、といった役割を分担して生徒自身が役割演技を行うとともに、役割演技の感想を踏まえたグループ協議を通して、いじめの構造を理解できるようにしたり、いじめ防止等に取り組もうとする態度を育んだりしている。

4 学校いじめ対策委員会による、組織的ないじめ対策

市内E小学校では、学校いじめ対策委員会にていじめの認知等を行うにあたり、①各教員による気付き、②学年担任団内での共有・協議、③生活指導主任への報告・協議、と順を追っていじめの事案を共有したり、対応について協議したりできるような体制をつくっている。各教員が一人で抱え込まないようにするなど、組織的にいじめに対応できるようにしている。

※本資料は、令和7年第1回の「いじめ解消・暴力根絶旬間」において、いじめの認知件数が比較的少なかった学校に対して、平時の取組等について聴き取りを行いました。